

会 議 録

会議の 名称	第4回葛飾区公文書管理条例準備委員会			
開催日時	令和6年6月17日 14時50分 ～ 16時50分			
開催場所	葛飾区役所新館5階庁議室			
議 題	(仮称) 葛飾区公文書等管理条例(案)について			
会 議	公開・非公開の別	公 開	非 公 開	
	非公開の理由 1. 法令等の規定により非公開 ②. 第1回開催の会議の決定により非公開 3. その他 ()			
会 議 録	公開・非公開の別	公 開	一部公開	非 公 開
	非公開の理由			
公開できる 予定がある 場合はその 時期	令和 年 月 日 以降			
出席委員	委員長 津村政男 委員 中島康比古 山田健吾			
事務局	長谷川豊(総務部長) 佐藤秀夫(総務課長) 山崎亜希(総務課区政情報係長) 岡美樹(総務課区政情報係) 櫛原直樹(総務課区政情報係)			
審 議 経 過	【開 会】 冒頭、委員長より開会発言があった。 【会議録について】 委員長：まず、議事に入る前に前回の会議録の確認をさせていただく。事前に区担当者から配布されているが、会議録で訂正事項あるか。			

(異議なし)

委員長：では、前回の会議録はこれで確定する。

【(仮称)葛飾区公文書等管理条例(案)について】

委員長：では議題に入る。(仮称)葛飾区公文書等管理条例(案)について資料1の第1章から第5章まで各章ごとに説明していただき、それぞれの内容について議論していきたい。まず、事務局から資料1の第1章について説明願いたい。

(事務局が資料1第1章について説明)

委員長：これまでの議論を踏まえて第1章では総則として目的、定義規定を置いてある。議論にあった公文書等の中に歴史的公文書を入れるかどうかということについてここでは公文書と特定歴史的公文書を分けて規定し、それを合わせて公文書等にするという定義に規定したということである。ご質問ご意見あるか。

B委員：第1条(目的)にある「公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り」とあるが、「利用等」の「等」とは何か。

事務局：次回までに確認して回答する。

B委員：第2条第2号の公文書の定義規定で「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とあり、続いて「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。」とある。豊島区の条例では、組織的に用いるもの、保有しているものの箇所はそれぞれ「当該実施機関の職員が」「当該実施機関が」と実施機関を限定する、特定する言葉が入っている。情報公開条例の定義を引いているということだが、情報公開条例の「情報」の定義でも「当該」が入っていない。「当該」を入れる必要があるかどうか検討してほしい。

そして公文書の定義で「次に掲げるものを除く。」としてア、イ、ウとあるが、ウの「葛飾区立図書館、葛飾区郷土と天文の博物館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」とあるが特別の管理がされているというのはどういうことか。特別の管理がされているという要件は何か。

委員長：豊島区では「当該」となっている。公文書管理法も条文を規定するにあたっていろいろなチェックが入ってこういう文言化されていると思うので、ご指摘のとおり「当該」と入れたほうがよいと思う。

事務局：情報公開条例制定時の記録や法規担当にも確認して検討する。「特別な管理がされているもの」については、図書館や博物館において一般の利用に供されているものと理解している。情報公開条例でも同様に規定している。再度確認する。

委員長：第1章については、以上3点について次回までに検討して結果を報告されたい。

C委員：「(3) 歴史的公文書 区政の重要事項に関わり、将来にわたって区の活動…」ということで弾かれるものがあるのかないのか気になった。区の重要事項に関わらなくても大事な歴史文書とかありうるのか。

事務局：意図として弾く意図は考えていない。職員が判断するうえで歴史資料として重要なというより分かりやすい定義としてこの文言を考えた。文言を増やすと逆に限定してしまうということか。

C委員：国の方は限定していない。

B委員：法律ではかなり包括的・概括的な文言しか入れておらず、ガイドラインで考え方を示している。自治体で「重要事項に関わり」という定め方をしているのは、豊島区以外にもあるので、前例があるということにはなる。とはいえ、わかりやすく明確化するという

のと意味範囲を限定するのは、論理的には表裏一体だと思う。その辺をどのように考えるのか。

事務局：再度検討する。歴史的公文書にどのようなものが該当するかというのは国と同じようにガイドラインなどで決めていく必要があると考えている。そちらで具体的には示していきたい。

委員長：国や豊島区ではこれまでどういったものを歴史公文書等に行っているのか。この文言で決して狭めたことにならないということであればいいと思うし、狭めすぎであれば文言を変えていかないといけないでしょうね。具体例を次回教えてほしい。ほかに第1章のところいかがか。特になければ引き続いて第2章公文書の管理について説明願いたい。

(事務局が資料1第2章について説明)

委員長：第2章について、ご質問・ご意見あるか。

C委員：4条の「処理に係る事案が軽微なものを除き」というのはどういう場合を想定しているかというのは、何かつくったりするのか。

事務局：事例などということか。

C委員：はい。

事務局：そこまではまだ。おそらくガイドラインなどで事例を明示していくことになる。

委員長：国のガイドラインを調べて、どういうものがあるのか次回教えてほしい。第4条の2文のところ「当該実施機関における経緯を含めた意思決定に至る過程」。この「経緯を含めた意思決定に至る過程」というのが一つのまとまりのある文言だが、こういう言い方をするのか。

B委員：おそらく、もともと最終的な意思決定の決裁文書しか残っていないのではないかとこの問題関心から出てきている。「経緯を含めた」というのはその意思決定に至る検討や準備の過程からということで、加えて、意思決定の後の実施のプロセスまで跡付けられるようにということで、「当該実施機関における」から「できるよう」までの一連の政策過程全体を跡付けられるように、という意味合いでこういう書きぶりになっていると思う。

委員長：「経緯を含めた」を省略して「意思決定の過程」のみにするのは包摂しきれないということか。文言をみてどうかな、と感じただけ。ほかはいかがか。

C委員：8条1項で「歴史的公文書に該当するものを特定歴史的公文書として引き続き保存しなければならない」というのは、歴史的公文書に該当すれば特定歴史的公文書として保存し続けることになるということか。2条4号の特定歴史的公文書の定義「歴史的公文書のうち、引き続き保存の措置をとったもの」とあるので、歴史的公文書の中で特定歴史的公文書を拾うと思っていた。だから、8条1項はどう読めばいいのか。

事務局：規定の中身としては、歴史的公文書として該当するものは、必ず特定歴史的公文書として引き続き保存するような措置を採るというフローで考えている。歴史的公文書だけ引き続き保存の措置をとらないものはないと考えている。条文の規定の仕方を考える。

C委員：国は自動的に歴史公文書等が特定歴史公文書等になるのか。

B委員：区の場合は、区長が実施機関の一つであると同時に特定歴史的公文書の保存・利用を行う主体としての機関になるということで、その場合において「引き続き保存の措置」という言い方をしている。国の公文書管理法の場合は、あくまで「国立公文書館等に移管」なので「引き続き保存」という言い方はしない。国立公文書館は独立行政法人で、国の行政機関とは明らかに別法人格というのはあるが、他の「国立公文書館等」として指定される施設は、大きな法人格としては移管元機関と同一。例えば、外務省は外務省の中の施設である外務省外交史料館ということになるが、法律上は国立公文書館等に移管と言って、「引き続き保存の措置を採る」という規定自体が国にはない。

事務局：豊島区もそういった表現はしていないが、ほかの自治体の条例を当たってみて、適切な表現があるかどうか検討する。

C委員：公文書管理法2条7項の「特定歴史公文書等とは、歴史公文書等のうち」という文言は、これは1号から4号に限定されるのか。

B委員：限定される。

委員長：ほかにあるか。

B委員：5条2項で「以下「文書ファイル」という。」という言葉が出てくるが、決め事と言えれば決め事だが、今回公文書等の管理条例をつくり、公文書を管理するときに、呼び方の問題だが、「文書ファイル」よりも「公文書ファイル」という呼び方をして、この先条例制定後に各実施機関の文書管理規程とか設けると思うが、そういうところでも「文書」という言葉は小さいサブの単位としては使えると思うが、包括的な基本の概念としては「公文書」という言葉で統一させた方がよいと考える。次に、5条4項について質問。保存期間の延長について、「職務の遂行上必要と認めるときは、その必要な限度において保存期間の満了する日を延長することができる」ということだが、どういった場合に延長することができるのか。

事務局：現行文書取扱規程第39条で規定している。こちらの場合に延長することができると考えている。

委員長：6号の「職務上必要があると認めるとき」というのは広い概念だと思うが「〇〇に基づき」など規定しなくていいか。法律は「政令で定めるところにより」とあり、政令でどのように定めているのか気になった。

事務局：何らかの形で定義をする。訓令に定めるか、ガイドラインに定めるか検討する。

B委員：5条5項「できるだけ早い時期」とあるが、豊島区や国では「できる限り早い時期」としている。

事務局：修正する。

B委員：5条6項について。第9条第2項に規定する選別基準は区長が定める選別基準。念のためお聞きするが、区長以外の実施機関も区長が設ける選別基準に則るということにするのか。各実施機関の自主性や主体性を尊重するとしたらそれぞれに選別基準を設けるということもあり得る。実際には区長が定める基準がガイドのようなものになって、同様の基準を各実施機関が設けるということになるかと思うが。これは制度の決めの問題。

続いて、6条3項「当該公文書の改ざん」なのか「当該公文書ファイル等の改ざん」なのか。

続いて、7条1項の管理簿について。今のところ「文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存場所その他の必要な事項」を管理簿に記載しなければならないというふうにあるが、「その他の必要な事項」とは何か。バスケットクローズ的に、これ自体例示なので、ということもできるが、条例上公文書ファイル等について「～しなければならない」というのがいくつつかある。例えば保存期間の満了する日を設定するとか、保存期間が満了したときの措置を設定するとかが義務とされるのであれば、同様に、これらを管理簿に記載するということになるのではないか。その上で、「その他の必要な事項」というのが何なのかという現時点での想定があれば、今考えておいた方がいいと思った。

続いて7条2項について。現状の実態の確認だが、現在、葛飾区のホームページで現用文書データベースを出しているが、これが条例化されたときの管理簿のもとになるとイメージとして持っている。現用文書データベースは全ての実施機関を網羅しているのか。農業委員会は入っているか。

事務局：農業委員会は文書管理システムを使用していないと思う。紙決裁を使用しているのではないか。その場合、現用文書データベースには反映されない。

B委員：農業委員会以外の実施機関は一通り網羅している。文書管理システムを皆さん使用しているからということか。

事務局：そのとおり。

B委員：そうすると、6条4項で公文書の保存や集中管理に関し、区長が他の実施機関からの依頼を受けて保存を行うことができるという規定を設けようとしていることからいうと、管理簿もまず実施機関が公表しなければならないという原則を規定した上で、区長が公表できるという規定を追加してもいいと思う。今までできていることを条例の中に位置づけていくのは一つの望ましいやり方だと思う。

続いて、8条3項について、先ほどの「引き続き保存」ということについて若干絡むのかもしれないが、利用制限の意見を区長は付さなくていいのか。実施機関の1つとしての区長と特定歴史的公文書の保存・利用の主体としての区長というのを書き分ける必要があるのかわからないのか。区長に意見を付すという条例上の義務がないとなったときに、実際上は特定歴史的公文書の利用請求がきたときに、区長が全て窓口となって審査をして利用決定していくということになると思うが、実際区長部局の各課から意見が出され、それに基づいて、国と同様の制度にするのであれば、区長は実施機関の意見を参酌して、時の経過も考慮して、利用決定等をするということからすると、区長とそれ以外で条例上の義務として規定されているか規定されていないかという段差ができてしまうということが適切か。

もう一点、「第9条各号に規定する」とあるが、国と同様の制度にするのであれば、特定歴史的公文書の利用制限事由は、情報公開条例と異なることにはなるのではないかと。葛飾区の情報公開条例の非公開の事由の定め方が国と異なっているので、どこからどこというように例示がしづらいが、現用性を失っているがゆえに保護法益性がなくなっている情報が特定歴史的公文書にはあるのではないかと。少なくとも国はそういう整理をしている。

事務局：この規定ではあくまでも現状の情報公開請求があったときの非公開情報があるときに意見を付してください、という規定で、それとは別に特定歴史的公文書の公開請求があったときは、その意見を参考に改めて非公開情報を検討するという理解だったような気がしたが、そういう意味合いではないということか。

B委員：特定歴史的公文書の利用の制度において非公開にする必要がそもそもないと位置づけるならば、ある情報類型に関して、意見を付す必要がなくなる。情報公開条例だと9条に公開しないことができる情報があるが、おそらく4号の「区政執行に関する情報で次に掲げるもののうち」の多くは特定歴史的公文書の利用においても制限され得る情報だと思うが、この中の一部は、国と同様の制度にするのであれば、制度上制限する必要はない。そうすると、制限する必要がないものについて、わざわざ意見を付す必要はない。

事務局：現状の情報公開条例で、例えば、意思形成過程における情報で公開することにより公正かつ適切な審議を妨げるおそれのあるものは、時間が経てば意思決定はなされているので、非公開にする必要はないという、そういう事例をおっしゃっている。

B委員：そのとおり。

事務局：承知した。

B委員：8条5項について。移管の場合に協議する必要はあるか。

事務局：移管と廃棄を合わせて協議と考えていた。

事務局：現状、歴史的公文書に指定する前段階で、歴史的公文書として引き続き保存するか、廃棄するか、保存期間を延長するかを協議しているため、現状のやり方を規定してみた。それを今後行う、という趣旨。

B委員：必要であればかまわない。廃棄だとすると、前回の準備委員会で、公文書管理委員会には諮らないという話をしていて、しかし、総務課でチェックをすると。なので、廃棄のときは歴史的公文書ではないという確認をするためには協議が必要だと思う。移管の場合に

はどういうことを確認するのかというのが、今までの準備委員会の中で議論にあまりならなかった。あとは、協議を受けた区長は何をするのか。

委員長：8条2項の「歴史的公文書に該当するものを移管しなければならない」という文言からすると、区長との協議という概念は入ってこないのではないかと。

B委員：実務上、移管に関して連絡調整が必要になる可能性は十分あるが、条例上明確に義務として規定する必要があるのか。

事務局：ここは第2項と合わせて検討する。

B委員：8条5項ただし書について。「1年以下」というのはどういう考え方か。

事務局：1年以下の保存期間のものは非常に形式的・定例的な文書であるという考えである。

B委員：さほど重要でないという考え方か。

事務局：そうである。

B委員：例えば国ではガイドラインで歴史公文書等に該当するものは保存期間1年以上に設定することになっている。葛飾区は大事なものは1年以下の保存期間としない運用にする、ということによいか。

事務局：そうである。

C委員：8条5項の協議とは、移管の方法の協議か。

事務局：移管の方法というよりは、その文書を廃棄するのが妥当なのか。

C委員：移管というよりは廃棄に関しての協議ということか。

事務局：今現在は、歴史的公文書に該当するものも含めて協議をしている。8条5項の移管の協議というのもそういうイメージで案をつくった。

事務局：方法というより、その文書が歴史的公文書にするのが適当か、廃棄が適当か、という協議。

B委員：そういうことでいうとやはり、廃棄については協議をするのだろう。あとは区長が区長に、というのは少し変かもしれないが、区長部局が歴史的公文書に該当するものを廃棄するようなことがないように、きちんと協議をして区長側が何かチェックをするというのは盛り込んでいくのかな、と改めて思った。

続いて、9条の公文書管理規程等について。参照されている公文書管理法10条2項、豊島区条例12条2項と同様に文書管理規程等に盛り込むべき事項を列挙した方がいいのではないかと。2章で実施機関がしなければならないことがいくつも出てきて、たぶん、各条文に対応したような感じで事項が挙がっていくのかと思うが、同じようなことだとしても設けておいた方がいいのではないかと。資料1の9条2項については、先ほども少し申し上げたが、区長以外の実施機関が選別基準を設けるのか設けないのか。

委員長：ほかいかがか。第6条の見出し「公文書の保存」となっていて、6条の中身は文書ファイル等のことであるから、「公文書」とするだけでいいのか。「文書ファイル等の保存」でなくていいか。同じく、第8条の見出し「保存期間が満了した公文書の取扱い」についても、同条は文書ファイル等についての規定。見出しも検討願いたい。

続いて、第3章の説明をお願いします。

(事務局が資料1第3章について説明)

C委員：14条について。公文書管理法25条だと損傷が激しいと廃棄する、という文言がないが理由があるのか。

B委員：もともと国立公文書館等に移管され、保存されている特定歴史公文書等の再度の選別の制度的な可能性を担保している、というそれくらいのものなのだと思う。ただ、規定ぶりは歴史資料として重要でなくなったと認める場合と、かなり広がっているのだから、特定歴史公文書等のガイドラインで限定的な解釈・運用の仕方をされている。

C委員：今、読めなくても、技術が発達していけばどうにか読める方法が出てくるかもしれないと

いうことは想定されているのか。

B委員：もともとの法自体はもっと幅が広くて、いろいろな解釈が成り立ち得る。「歴史資料として重要でなくなった」というのは劣化だけでなく、例えば、何十年も誰にも利用されることがなく、利用価値がないと判断されるというようなことも理屈上は含み得る。初期のあるコンメンタールでは、移管された文書に歴史公文書等に該当しないものが混在しているということもあり得るのではないかという意味合いの解釈が示されていることもあった。ただ、法施行前に特定歴史公文書等のガイドラインが定められたときに、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合、というように「歴史資料として重要でなくなった」の解釈をかなり限定的にしたという経緯がある。ある時点での技術環境で、修復が難しいとか、電子で読めなくなってしまったということについて、なんらかの技術の進展でまた読めることになるのではないかということは理屈上はあり得る。その辺をどのように考えるか、ということだと思う。

C委員：国だと「極度に」という文言が入っているから、もうどうしようもないというのがあるのかなと。

B委員：それはおっしゃるとおり。法律と条例の条文だけみると、法律は廃棄できる範囲が非常に広いようにみえる。それに対して、今回葛飾区が豊島区などの例を参考にしながら、廃棄できる場合を絞り込んだ形になっているようだが、国のガイドラインの解釈の示し方からすると、まだ緩やか、というふうになっている。これをどう見るか。

C委員：私は緩やかに思えて。

B委員：私が参加している別の自治体の委員会でも、施行規則の中に国のガイドラインと同様の文言を入れるというのを案で示したときに、ある委員がそうはいつでも修復技術がどんどん進んでいるからたいていのことはできるとおっしゃった。ただ、法律よりもかなり限定的にした、という意味合いなので、滅多なことでは廃棄にならないし、その自治体も廃棄については委員会に諮り、チェックをすることになっているということを経理局で説明していた。しかし、一つ戻ると、今の条文案というの、一見国の法律よりは限定的にしているように見えながら、ガイドラインや他の自治体のいくつかの条例施行規則などと比較すると少し緩やかというふうに見える。それは「劣化、損傷等により」というところもそうだが、「その他重要でなくなったと認める場合」というところ。豊島区の場合は「歴史資料として重要でなくなったと認める場合」という規定になっている。「重要でなくなった」の振り分けが「歴史資料として」なのか、そうでないのかということでも条件付けをしている。豊島区の例と比較しても緩やかに見える。

委員長：「歴史資料として」というのを豊島区の例にならなかつた理由はあるのか。先ほどの判読、修復が不可能かどうか。文言としては不可能かどうかの一つの基準になるのかなと思った。ただ、技術的な進展とともに不可能な範囲が限定されてきているというのも事実だろうから、その時代に合わせて可能か不可能か判断するのかと思った。

事務局：この条文はもともと豊島区を参考にしたが、当区の場合は、2条3号の歴史的公文書の定義づけのところで、「歴史資料として」という文言を使用せずに定義しているので、要するに、ここで定義しているような重要な資料という意味合いが失われたときには廃棄をすることができる、という意味で、「歴史資料として」という文言は使用しなかつた。かつ、「歴史資料」という言葉を使うと条例案の中で他の条文にこの言葉がなく、これに関する定義づけもしておらず、不明確になると判断した。なので、言い回しとしては、2条3号で規定するような重要な資料としての公文書として認められなくなった場合というような文言に変える、というのも一つの考え方かと思う。いずれにしても事務局で改めて検討する。

委員長：2条3号の文言をどうするかという点とともに検討願いたい。ほかになれば、第4章を説明願う。

(事務局が資料1第4章について説明)

委員長：16条1項だが、「その他の必要と認める者のうち」とは何か。

事務局：優れた識見を有する者だけになると、いわゆる専門家、学者などの方々だけで構成することになる。その他の必要と認める者としたのは、区民の委嘱を想定したもの。優れた識見を有していなくても、委員会に委員として参加してもらうことができるように。

委員長：意味はわかったが、規定ぶりとして、「～識見を有する者その他区長が委嘱する～」というように繋げることはできないか。

事務局：ほかの条例確認してみる。

委員長：15条各号、漏れはないか。特になければ第5章について説明願う。
(事務局が資料1第5章について説明)

委員長：21条以下の「公文書」のところは「公文書等」としなくてよいか。

区政情報長：検討してまとめる。

委員長：19条1項及び2項について。1項は区長以外の実施機関が主語で、2項が区長が主語になっているが順番を逆にしないか。

事務局：事務の流れとして、区長以外の実施機関が区長に毎年度管理状況を報告し(1項)、区長は1項の報告を受けたものと区長部局の管理状況をとりまとめて概要を公表する(2項)という順番。

C委員：区長は報告書を作らないのか。

事務局：2項が「各実施機関」が主語で、区長も含む。2項で区長が報告書を作成する趣旨で案を作成した。

C委員：21条の「準じた」とした理由はあるか。「準じた」だと修正を加えた上で条例とは違うものを適用するように読める。

事務局：法律を横引した。意図は異なるため検討する。

C委員：23条について。この条例とは違った管理方法を定めることがあるということか。情報公開条例は「この条例の施行に関し必要な事項は」となっている。

事務局：条例と違った管理方法を定める趣旨ではない。検討する。

C委員：B委員に伺いたい。公文書管理に当たって電子化はどんどん推進していかなければならないのか。ちょっと待った、というのがるのであれば、22条に「必要に応じて」という文言を加えた方がいいか。

B委員：方針としては、電子化、電子管理を推進していこう、となっている。ただ、条例で規定するというのはあまりないと思う。条例で文言を規定すると同時に、ここでいう「公文書等の電子化の推進」とは何か、と問われていくことにはなると思う。

事務局：この条文については、なくても困らない。ただ、あえて今回案に入れたのは、現状要綱に基づいて歴史的公文書を既に評価選別・公開してきている。ただ、その制定当時には、昭和29年以前の歴史的公文書をデジタル画像にして公開に供するという形でやってきた。しかしそれ以後の電子化が全然進まない。あえて条例にも電子化の推進を規定することをもって、今後、進んでいなかったデジタル画像化の予算を付けやすくなるという道筋がつけられないかという思いもあった。

B委員：そういうことでいうと、今すぐにどうこうということではないにしても、ここまでに取り組んできたこともあって、実績をベースにして、こういう努力義務規定をいれておきたいということか。

事務局：はい。

B委員：今おっしゃられたのは主に区民利用の促進というところだと思った。ただ、前段では「適正な公文書の管理、事務事業の効率化」と資するものを書いてあるので、どこまで広げるのか。もちろん文書管理システムを既に導入しているから、それも実践があるから、それを継続し、拡充していく、という意味合いであればいいのだろう。そういうことでいうと、3章で、例えば、

13条の利用促進で、「展示その他の方法により」と法律と同じ文言を入れているが、「展示」自体例示でしかないが、国だと国立公文書館等があるという前提があるが、13条で「その他の方法」とは何をやるのか「展示」だったら何をやるのか問われることになる。

C委員：電子化というと原文書はいらないだろうというような方向にならないように。展示で手に取って見られるといいなと思う。廃棄に軸足を置かないようにしてほしい。

事務局：電子化したからといって、原本を廃棄するという考えはない。展示も現状は全くやっていないが、将来的にはやっていきたい。

B委員：展示と一言で言っても紙媒体の文書を博物館や図書館などで物として展示するというやり方もあるし、区の様々な施設でパネルや、今もデータベースがあるが、HPその他で複製として展示するという方法もある。ただ、「展示」という文言が入ることにより、博物館や図書館の展示スペースでやるというイメージが出るので、葛飾区なりのやり方で実施していくということが言えればよいと思う。

委員長：13条も努力規定。22条の電子化の推進との関係で、単なる展示、物を見せるだけでなく、文言はともかく「電子提供する」とかを文言で入れるとよいのではないかと思ってきいていた。

総務部長：去年、デジタル美術館というのを地域振興でやって、たくさんの作品をデジタル化して、作者の意図とかどういふ場所で展覧会をやっているかという情報も併せて公開した。高齢者が足が痛いなどの理由で見に行けない一方、家から出ると健康になるというのがあり、実施した。こういう例もあるので、デジタル公文書館ができるといいな、と雑談ではあるが、職員で話したりしている。

B委員：最後に、3章12条について。見出しが「特定歴史的公文書の保存期間」となっている。12条1項から4項まで全体を包含する見出しは「保存等」がよいと思う。

事務局：承知した。

B委員：4項の目録の作成、公表のところ、「特定歴史的公文書の分類、名称その他の区長が必要と認める事項」とあるが、単に必要と認める事項なのか、豊島区のような「特定歴史的公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項」という意味付けをするか。国では、施行令で目録に記載する事項を列挙しているので、そういうことを条例そのものでなくても規則等ではある程度明確化しておいた方がいい。

委員長：施行期日についても今後検討お願いします。今回は本日指摘された点を踏まえた、どこをどう変えたかわかる資料にさせていただくと検討しやすい。

【次回期日】

委員長：次回以降の期日とそこで何をするか説明願う。

(事務局より次のとおり報告)

第5回 8月7日(水) 10時 公文書等管理条例案及び情報公開条例改正案検討

第6回 10月18日(金) 13時30分 公文書等管理条例案及び情報公開条例改正案まとめ

第7回 1月24日(金) 13時30分 パブリックコメント結果報告

委員長：条例制定でパブリックコメントは結構来るのか。

総務課長：公文書の管理条例でパブコメというのはあまり馴染みがないかと思うが、こういう条例をつくるときには、区民の方もそうだが、子どもの意見もきくという視点もある。ほかの計画では子どもも含めて、もっと簡易にわかりやすい文章をつくって、報告書とは別に提示するという方法をとっている。そういったことも含めて、どこまでやるか、というのは検討しているところ。区全体の方針があるので、それに馴染まなければ子どもに直接聴かないことになる。

委員長：利用促進では子ども達が期待することがあるかもしれない。

事務局：それはむしろ行政側が努力してやっていかなければならないことだと思う。どこの公文書館も大体、子どもたちに馴染んでもらえるような夏休みの企画などを立てて実施している。公文書館をもっていないところだと難しいところではあるが、区民共有の財産と認識するのであれ

ば、行政側から進めなければいけないと思う。パブコメについても、どれだけ周知されるか、ということだと思う。区民向けに周知しても区民に馴染みのない案件で意見を求めるといっても、何を言っているかわからない、というのは多分にあると思う。ただ、アーキビストとか公文書管理に関する研究をしている方などの業界の方にパブコメ実施の情報が広がるとパブコメの件数は増えると思う。

委員長：子どもたちも、区の主体であるという、いわゆる主権意識を高めるための学習も都教委でもやっている。その一環として利用してもいいかもしれない。

【閉会】

委員長：本日は以上で閉会する。